

傷害見舞金給付表

A 頭部外傷

1	脳しんとう、頭部打撲でCT、脳波の検査を受けたもの(含むMRI)	---
2	頭蓋骨骨折を受けたもの	---
3	穿頭術、頭蓋骨形成術を受けたもの	10万円
4	頭蓋内血腫、脳挫傷がCTにて診断され、7日以上入院したもの	---
5	頭蓋内血腫、脳挫傷がCTにて診断され、14日以上入院したもの	---
6	頭蓋内血腫、脳挫傷などにより開頭術を受けたもの	20万円
7	鼓膜破裂で手術を受けたもの	---
8	下記(1)～(8)の障害を残すもの	
	(1) けいれん、めまい、及び頑固な頭痛などの神経症状が60日以上持続し薬物を常用せざるをえないもの	10万円
	(2) 複視、視野狭窄、難聴などの局所に頑固な神経症状が60日以上持続し日常生活に不便を有するもの	10万円
	(3) 四肢のうちいずれか1肢の麻痺が60日以上続くもの	15万円
	(4) 四肢のうちいずれか1肢の麻痺が180日以上続くもの	30万円
	(5) 半身、両上肢または両下肢の麻痺が60日以上続くもの	30万円
	(6) 半身、両上肢または両下肢の麻痺が180日以上続くもの	40万円
	(7) 意識障害、四肢麻痺で60日以上寝たきり状態のもの	40万円
	(8) 意識障害、四肢麻痺で180日以上寝たきり状態のもの	50万円

注 障害を残すものについては1～7の外傷に加算して給付される。障害については(1)～(7)の項で既に支給された金額を差し引いて支給する。

B 顔面の損傷

1	顔面骨	
	(1) 頬骨弓、眼窩底骨折したもの	---
	(2) 頬骨弓、鼻骨骨折で観血的整復手術を受けたもの	---
	(3) 眼窩底骨折で観血的整復手術を受けたもの	10万円
2	上顎骨骨折	
	(1) 手術を受けなかったもの	---
	(2) 顎間固定術のみを受けたもの	---
	(3) 観血的手術を受けたもの	---
3	下顎骨骨折	
	(1) 手術を受けなかったもの	---
	(2) 顎間固定術のみを受けたもの	---
	(3) 観血的手術を受けたもの	---
4	眼の損傷	
	(1) 外傷により眼科的手術を受けたもの	---
	(2) 片眼の損傷で視力障害、複視、視野狭窄が60日以上持続し日常生活に不便を有するもの	10万円
	(3) 両眼の損傷で視力障害、複視、視野狭窄が60日以上持続し日常生活に不便を有するもの	15万円
	(4) 片眼が失明したもの	40万円
	(5) 両眼が失明したもの	50万円

C 歯の損傷

1	受傷した歯牙を喪失もしくは歯冠が1本全て人工歯にかわったもの	---
2	受傷した歯牙を喪失もしくは歯冠が2本全て人工歯にかわったもの	---
3	受傷した歯牙を喪失もしくは歯冠が3本全て人工歯にかわったもの	---
4	受傷した歯牙を喪失もしくは歯冠が4本以上全て人工歯にかわったもの	---

注 ブリッジの支台歯をのぞく

D 脊椎の損傷（脊髄損傷を伴わないもの）

1	骨折、脱臼を受けたもの	10万円
2	骨折、脱臼により観血的整復手術を受けたもの	30万円
3	外傷性分離症、椎弓・棘突起・横突起を骨折したもの	---
4	腰椎椎間板ヘルニア	
	(1) 固定手術を受けたもの	10万円
	(2) 固定手術以外のもの、その他手術を受けたもの	---
5	背椎、背髄の損傷の疑いでCT、MRI等の検査を受けたもの	---

E 脊椎の損傷

1 脊髄損傷を伴うもの	10万円
2 下記(1)～(7)の障害を残すもの	
(1) けいれん、めまい、及び頑固な頭頸部痛などの神経症状が60日以上持続し薬物を常用せざるをえないもの	10万円
(2) 四肢のうちいずれか1肢の麻痺が60日以上続くもの	20万円
(3) 四肢のうちいずれか1肢の麻痺が180日以上続くもの	30万円
(4) 半身、両上肢または両下肢の麻痺が60日以上続くもの	30万円
(5) 半身、両上肢または両下肢の麻痺が180日以上続くもの	40万円
(6) 四肢麻痺で60日以上寝たきり状態のもの	40万円
(7) 四肢麻痺で180日以上寝たきり状態のもの	50万円

注 障害を残すものについては1外傷に加算して給付される。障害については(1)～(6)の項で既に支給された金額を差し引いて支給する。

F 鎖骨骨折

1 手術を受けなかったもの	---
2 手術を受けたもの	---

G 肩関節、肩鎖関節脱臼

1 手術を受けたもの	---
2 麻酔下で徒手整復を受けたもの	---

H 上腕の損傷

1 骨折したもの	---
2 骨折で手術を受けたもの（ただし、牽引療法を含む）	---
3 上腕切断術を受けたもの	40万円
4 腕神経叢麻痺が60日以上続くもの	10万円

I 肘関節脱臼

1 手術を受けたもの	---
------------	-----

J 前腕の損傷

1 骨折したもの	---
2 骨折で手術を受けたもの	---
3 前腕切断術を受けたもの	30万円

K 手の損傷

1 指の腱断裂で手術を受けたもの	---
2 手根骨、中指骨の脱臼・骨折を受けたもの	---
3 手根骨、中指骨の脱臼・骨折で手術を受けたもの	---
4 拇指の脱臼、靭帯損傷で手術を受けたもの	---

L 胸部損傷

1 多発性(2本以上)肋骨骨折、胸骨骨折をしたもの	---
2 肋骨骨折に気胸・血胸を合併したもの	---
3 肋骨骨折に気胸・血胸を合併し開胸術を受けたもの	20万円

M 腹腔内臓器、腎・脾損傷、骨盤損傷、睾丸摘出

1 通院加療を受けたもの	---
2 5日以上入院加療を受けたもの	---
3 手術を受けたもの	20万円
4 股関節脱臼を麻酔下で徒手整復を受けたもの	---

N 大腿の損傷

1 骨折したもの	---
2 骨折で手術を受けたもの	10万円
3 大腿切断術を受けたもの	40万円
4 軟部組織の手術を受けたもの	---

○ 膝関節靭帯・半月板損傷

1	関節鏡検査のみを受けたもの	---
2	半月板損傷で関節鏡下手術のみを受けたもの	---
3	内側・外側側副靭帯または半月板を損傷したもの	---
4	内側・外側側副靭帯または半月板を損傷し手術を受けたもの	---
5	前十字靭帯または後十字靭帯を損傷したもの	---
6	前十字靭帯または後十字靭帯を損傷し手術を受けたもの	---
7	前十字靭帯と後十字靭帯の合併損傷を受けたもの	---
8	前十字靭帯と後十字靭帯の合併損傷で両者の手術を受けたもの	10万円

○ 膝蓋骨の損傷

1	骨折したもの	---
2	脱臼で手術を受けたもの	---
3	骨折で手術を受けたもの	---

○ 下腿の損傷

1	腓骨骨折で手術を受けたもの	---
2	脛骨骨折したもの	---
3	脛骨骨折で手術を受けたもの	---
4	下腿切断術を受けたもの	30万円
5	アキレス腱断裂したもの	---
6	アキレス腱断裂で手術を受けたもの	---
7	腓骨神経麻痺が60日以上続くもの	---
8	軟部組織の手術を受けたもの	---

○ 足関節・足の損傷

1	靭帯損傷で手術を受けたもの	---
2	内果または外果骨折したもの	---
3	内果または外果骨折し手術を受けたもの	---
4	内果または外果骨折に靭帯損傷を合併したもの	---
5	内果または外果骨折と靭帯損傷のともに手術を受けたもの	---
6	足根骨・中足骨骨折したもの	---
7	足根骨・中足骨骨折で観血的整復固定術を受けたもの(経皮鋼線固定は除く)	---
8	趾骨骨折で手術を受けたもの	---

○ その他

1	日射病など重症にて15日以上入院加療を受けたもの	10万円
---	--------------------------	------

T 死亡例

50万円

- 注 ア 同一等級の重複傷害または障害を有するものは1級繰り上げる
 イ 異なる等級の重複傷害または障害を有するものは高位の等級とする
 ウ 同一等級の重複の障害は1級を限度とする
 エ A頭部障害・E脊椎の損傷で「障害を残すもの」は重複支給しない
 オ 同一疾患における分割手術、または再手術は高位等級のもので1回給付のみとする
 カ 上記項目以外で見舞金給付に相当すると思われるものには審査会で審査する